

# 紀宝町新型コロナウイルス感染症経営応援金 【申請受付要項】

応援金にかかるホームページ

<https://www.town.kiho.lg.jp/news/9158/>

## 【受付期間】

令和2年5月18日（月曜日）から同年6月5日（金曜日）まで

## 【受付方法】

### 1 申請書類の提出方法

郵送のみ 6月5日（金曜日） 必着

【提出先】〒519-5701 紀宝町鶴殿324番地  
紀宝町役場産業振興課 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付ください。

※また切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による提出はご遠慮ください。

### 2 申請書の入手方法

申請書は上記 URL からダウンロードしていただくほか、役場産業振興課または紀宝町商工会において入手できます。

## 【お問合せ先】紀宝町役場産業振興課

（電 話）0735-33-0336

（受付時間）9時から17時まで（土、日、祝日除く）

（開設期間）6月5日（金）17時まで

## I 紀宝町新型コロナウイルス感染症経営応援金の概要

### ■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、三重県は、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～」(令和2年4月20日公表、以下「緊急事態措置」という)において、事業者の皆様に対し施設の使用停止や施設の営業時間の短縮(以下「休業等」という)へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設(以下「対象施設」という)等の休業等に全面的に協力いただける県内中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆様に対して、県・市町が協調して「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」(以下「協力金」という)を交付することになりました。

紀宝町は、独自対策として上記協力金の交付対象外の全ての食事提供施設に対し応援金を交付します。

### ■支給額

1事業者あたり10万円

## II 申請要件

本応援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」という)とします。

1 紀宝町内に食事提供施設を経営する方で、協力金の交付対象外の事業者。

○対象事業施設 飲食店・料理店・喫茶店等

※施設内で飲食する店舗が対象です。販売のみの店舗は対象になりません。

※年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。(イトイン(飲食店で買った食料品をその店内で食べること)のスペースを設けているスーパー、コンビニ等は除く。)

2 令和2年4月27日以前から必要な許可等を取得の上、対象事業施設を運営している事業者であること。

3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

と。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### Ⅲ 申請手続き等

#### 1 本応援金の申請に必要な書類等の入手方法

##### (1) 紀宝町新型コロナウイルス感染症経営応援金に係るホームページ

(URL) <https://www.town.kiho.lg.jp/news/9158/>

(2) 上記 URL からダウンロードしていただくほか、役場産業振興課、紀宝町商工会において入手できます。

#### 2 申請書類

##### (1) 申請書類の提出

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

#### 3 本応援金の申請受付期間および受付方法

##### (1) 申請受付期間

令和2年5月18日(月)から同年6月5日(金)まで(必着)

##### (2) 申請受付方法

郵送のみ

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による提出はご遠慮ください。

〈提出先〉 〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

紀宝町役場産業振興課 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

※また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付ください。

#### 4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは応援金を支給します。

本応援金の支給開始は6月を予定しています。

## 5 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、本応援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。
- (2) 一方、申請書類の審査の結果、本応援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

## 6 その他

- (1) 本応援金の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本応援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は応援金を返金していただきます。

(別表1)

申請書類について	
1	紀宝町新型コロナウイルス感染症経営応援金申請書（様式第1号）
2	誓約書（様式第2号） (※) 誓約書の最下部にある所在地、名称および代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。
3	緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類 次の(1)、(2)および(3)の書類が全て必要となります。 但し、(3)については、特段の許可等を要しない場合は提出不要です。 (1) 営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可） 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる直近の「確定申告書」（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）等 (2) 本人確認書類（写しで可） 本人確認のために、次の書類等を提出してください。 (法人) 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 (個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類 (3) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可） 対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取っていることがわかる書類等を提出してください。（例） 飲食店営業許可、酒類販売業免許、等の各種営業許可書
4	支払金口座振込依頼書（様式第3号）